

別紙様式（第3 条例関係）

## 会 議 録

- 1 会議の名称 平成23年度第1回石岡市男女共同参画審議会
- 2 開催日時 平成23年8月24日（水）午前 9時30分から  
午前11時30分まで
- 3 開催場所 石岡市役所 2階会議室
- 4 出席した者の氏名  
渡辺会長， 齊藤副会長， 櫻井委員， 島田委員， 川崎委員， 高城委員  
池田委員， 市村委員， 寺嶋委員， 山田委員， 谷島(か)委員  
委員11名  
市長， 事務局；鈴木部長， 宮本次長， 塩畑課長補佐， 井坂係長  
倉橋主任
- 5 議 題 (1) 石岡市男女共同参画基本計画及び後期実施計画について  
(2) 市民意識調査の実施について  
(3) その他
- 6 審議の内容 議事録のとおり
- 7 担当課の名称 企画部 企画課

1. 開 会  
司 会

ただ今より、第1回石岡市男女共同参画審議会を開会いたします。

私、当審議会の事務局をさせていただいております、企画課の宮本と申します。どうぞ宜しく願い申し上げます。

本日の出席委員数は11名で、本審議会規則第4条第2項に規定する定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立していることをご報告申し上げます。

2. 委嘱状の交付

司 会 最初に、委嘱状の交付を行います。皆様のお席の前に市長が出向きますので、自席にてお受け取りください。

(委嘱状交付)

司 会 各委員におかれましては、本日より2年間宜しく願い申し上げます。  
なお、本日欠席の委員の方には、事務局より委嘱状をお届けいたします。  
それでは、久保田市長より一言ご挨拶をお願いします。

3. 市長あいさつ

市 長 皆様にはお忙しい中、石岡市男女共同参画審議会委員を快くお引き受けいただきまして大変ありがとうございます。初めての審議会になるわけですが、委員名簿をご覧になるとおわかりのように、様々な分野から12名の方々をお願いしたところでございます。

女性も男性も、お互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は緊要な課題となっております。

国における男女共同社会の実現に向けての取り組みは、戦後、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれて以来、国際社会の取り組みとも連動しつつ進められてきております。

平成11年6月に、男女共同参画社会基本法が施行され、国の基本理念が定められ、国・地方公共団体・国民 それぞれの責務が明らかにされております。

また、茨城県においても、平成13年4月に「茨城県男女共同参画推進条例」が施行され、さらに翌年3月には「茨城県男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みがより明確にされております。

当市におきましても、平成18年4月に「石岡市男女共同参画条例」が施行され、平成20年3月には「石岡市男女共同参画基本計画」を策定し、行政のみならず市民や事業者など本市を支えるすべての人々が一体となって男女共同参画

を推進しているところでございます。

この審議会は、石岡市男女共同参画条例に基づき、基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項を審議するためにおかれている市長の附属機関です。

審議会委員の皆さまのお力をお借りしながら、男女共同参画施策を着実に推進していきたいと考えております。本日の議事につきましても、皆様方から忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

司 会 ありがとうございます。

この後、久保田市長におかれましては所用がございますので、ここで退席させていただきます。

#### 4. 委員紹介

司 会 次に委員の紹介を行います。今回公募の方3名の方に入らせていただいておりますけれども、思うところございましたら、自己紹介の中で一言お話をいただければと思います。恐れ入りますが、順にご挨拶をお願いいたします。

(委員自己紹介)

司 会 ありがとうございます。次に職員の紹介をさせていただきます。

(職員紹介)

#### 5. 会長・副会長の選出

司 会 次に会長・副会長の選出を行います。

会長・副会長が決定するまでの間は、私の方で議事を進めさせていただきます。それでは、石岡市男女共同参画審議会規則第3条の規程に基づき、会長及び副会長を委員の互選により選出いたします。

どのような方法で選出したらよろしいでしょうか。お伺いいたします。

(「事務局一任」の声あり)

司 会 ただ今、事務局一任のご発言がありましたが、事務局で案はございますか。

事務局 今回の審議会開催の大きな目的は、平成20年3月に策定されました計画の

後期実施計画の見直しでございます。

継続性の観点から、会長には、前回の審議会で会長として計画策定に携わられました渡辺信行委員を、副会長には前回同様に公募による委員の方から、斉藤浩美委員をご推薦させていただきます。

よろしく願いいたします。

司 会 ただ今、事務局案が提案されましたが、よろしいでしょうか。

司 会 ありがとうございます。

それでは、会長に渡辺信行委員、副会長に斉藤浩美委員をお願いいたします。それでは早速ですが、渡辺会長より一言ご挨拶をいただきます。

会 長 会長に就任させていただきました渡辺です。前回に引き続き、流れもございますのでそういう意味で会長になりましたものと思っております。皆様のご協力をいただきながら、ご意見を活発にいただき、かといって市のやっているものですので、形にしなければなりませんので、そのあたりご協力を賜りながらよろしく願いいたします。

司 会 よろしく願いします。それでは、7番以降の議事につきましては、渡辺会長をお願いいたします。

会 長 それでは、お手元の次第のほう議題に入ります。まず、第1 石岡市男女共同参画基本計画及び後期計画についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。資料1の石岡市男女共同参画基本計画及び後期実施計画について、こちらの資料と全員にお配りいたしました基本計画・実施計画の冊子を使いながらご説明させていただきます。

まず一番目に、「石岡市男女共同参画基本計画とは」ということで、今回新規で委員になられた方12名中8名の方がいらっしゃいますので、男女共同参画社会の定義についてご説明させていただきます。私どものほうで定義しておるものとしましては、男女が同じスタートラインに立って、互いを尊重しながら、喜びも責任も分かちあい、個性と能力を十分に発揮することが出来る社会。すべての人が生き生きと暮らせる社会。と定義しております。

この社会実現のためと言うことで、私共のほうでは、石岡市男女共同参画条例に基づき、政策の総合的かつ計画な推進を図るためということでこの基本計画を

平成20年3月に策定いたしました。

基本計画策定までの流れを簡単にご説明いたします。冊子56頁をご覧ください。まず、平成18年4月1日に「石岡市男女共同参画条例」が制定されまして、それを受けまして、基本計画策定としまして、平成18年7月24日に石岡市男女共同参画審議会が開催されました。平成18年9月には、計画策定の準備といたしまして、「市民意識調査」を行っております。こちらにありますとおり、市内18歳以上の男女それぞれ1,500人、合計3,000人を対象として調査を行っております。

平成19年5月30日に、審議会に対しまして市長より計画策定の諮問をいたしまして、その後計5回の審議会を開催いたしました。

そうしまして、平成20年2月15日に市長に対しまして計画策定の答申をいただきまして、20年3月に計画策定となっております。

こちらの基本計画については、基本理念として以下の5つを挙げております。1番目「男女の人権の尊重」、2番目「社会における制度・慣行についての配慮」、3番目「政策等の立案及び決定への共同参画」、4番目「家庭生活における活動と他の活動の両立」、5番目「国際的協調」。この5つを挙げております。

続いて、計画の構成と期間についてご説明をさせていただきます。まず1番目ですが、この基本計画につきましては、基本計画と実施計画をもって構成されます。この期間なんですけど、基本計画は、10年間としまして、平成20年度から29年度までの予定。その下に実施計画としまして、平成20年度から24年度までの前期、平成25年度から29年度までの後期となっております。

続いて3番目、計画の基本目標及び指標。基本計画の目標として以下の5つを置いております。①男女の人権の尊重と正しい男女共同参画理念の普及啓発 ②男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行等の見直し ③あらゆる分野における政策・方針決定過程への共同参画 ④職場での平等、家庭や地域での生活と仕事の両立 ⑤国際的な視野に立った男女共同参画の推進 この5つを挙げております。あわせて、基本計画の冊子14頁をご覧ください。こちらは、先ほどご説明いたしました基本目標と基本施策とあります。基本目標には、それぞれの目標としていくための施策として基本施策を設定しております。例えば、1番目「男女の人権の尊重と正しい男女共同参画理念の普及啓発」という基本目標につきましては、3つの基本施策として、①男女共同参画に対する理解の浸透、普及啓発 ②男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 ③女性に対するあらゆる暴力の根絶 という形でそれぞれに設定しております。

基本計画の冊子15頁以降、それぞれの基本施策について記述してあります。

続きまして16頁をお開き下さい。例えば、基本施策「男女共同参画に対する正しい理解の浸透、普及啓発」につきましては、現状と課題と、それと、どういうふ

うに施策を展開していくかということで、それぞれの内容について記載をされており  
ます。

こういった形で、それぞれに基本目標、なおかつ基本施策を設定しまして基本  
施策をどうやって進めて行くか決めてありますけれども、それぞれこういったも  
のの達成度を評価するために、それぞれの基本目標をもとに成果指標を設定して  
おります。成果指標の目標値の設定は、前期実施計画を見据えまして5年後平成  
24年度としまして、5年後にその達成状況を勘案しまして、後期の目標値を設  
定することとなっております。

続いて冊子51頁をお開き下さい。こちらに指標の設定としましてそれぞれ目  
標ごとに平成19年度の現況値、そして平成24年度の目標値が記載されてあり  
ます。例えば、基本目標の1番目「男女の人権の尊重と正しい男女共同参画理念  
の普及啓発」につきましては、指標としまして2つを設定しております。1つは、  
「男女の固定的役割分担意識を持たない市民の割合」としまして、こちらに関し  
ては、平成18年に行いました市民意識調査の設問「男は仕事、女は家庭」とい  
う考えに「同感しない」「どちらかといえば同感しない」と答えた市民の割合を  
目標値としてあげております。現況値としましては、44.7%、これを55%にあ  
げるということを目標値にしております。

あと、女性相談窓口の相談時間、一週間あたりの相談時間、これに関しては私  
どもの男女共同参画担当のほうで、「女性のための困りごと相談」を行ってあり  
ますが、相談時間というものを平成19年度の3時間から6時間に上げていくよ  
うな形で目標設定をさせていただいております。以下5つの目標に対して、こ  
ういった形で目標値を設定しております。

続きまして後期実施計画の説明に移ります。

1番目実施計画策定の趣旨について。今ご覧いただいている内容で基本計画  
を策定いたしました。実際これをどうやって具体的な施策として結び付けて行く  
のか、実行性があるのかをまとめたものがこちらの実施計画になります。

ではこちらの実施計画の冊子をご覧ください。こちらにつきましては、先ほど説  
明しました基本目標と基本施策ごとに事業内容と、こちらを行う担当課が記載さ  
れております。

開いていただきまして2頁、「1. 男女の人権の尊重と正しい男女共同参画理  
念の普及啓発」という基本目標に対しまして、基本施策「男女共同参画に対する  
正しい理解の浸透、普及啓発」ということで、展開の方向ということで4つあり、  
それに該当する事業ということで次の3頁にわたっての事業が挙げられてあり  
ます。例えばその中で、私どもの男女共同参画担当でおこなっております事業と  
しまして「広報紙による啓発」、あと「男女共同参画セミナー」「チャレンジ支  
援セミナー」というのもあります。

実施計画とちよつとずれますが、お配りしてあります資料の中で、男女共同参画年次報告、3枚綴りのものですが、こちらが実施計画に基づいて行っております企画課の男女共同担当の昨年度の実施状況になります。1番目としまして、こちらの方に「さわやかハーモニーセミナー」があります。男女共同参画セミナーということで、男女共同参画に関する意識の啓発のため、テーマに沿った講師を各界から招き、セミナーを開催しております。昨年度も7月から2月まで4回開催しております。

その他、広報誌によります啓発としまして、毎月1回「広報いしおか」に「ハーモニーコーナー」を設け、男女共同参画推進に関することや、市の施策の情報、県開催事業のお知らせなどを掲載させていただいております。

ほかの基本目標に掲げてあります「女性のための困りごと相談」ですとか、「男女共同参画施策推進事業補助金」、庁内での男女共同参画を推進するための連絡会議を設けております。

その他、8番ですと基本計画の目標に出ささせていただいております、現在の石岡市にごぞいます審議会等の女性委員の参画状況ということで記載があります。こちらに記載されてあります状況ですが、平成22年4月1日現在ということで記載させていただいております。平成23年4月1日現在の数値も口頭でご説明させていただきます。まず、地方自治法に基づく委員会等の女性の登用ですが、委員数49名、内女性委員1名、割合2%と同じでございます。

地方自治法に基づく審議会等の女性登用ということで、平成22年4月1日現在の数値が、審議会等数が20で、内女性委員のいる審議会数が17、委員総数349、内女性委員数63、女性の割合18.1とあるんですが、こちらが平成23年4月1日現在では、審議会数と女性委員のいる審議会の数は変わりません。委員総数が343、内女性委員の数が45、女性の割合が13.1%ということで、昨年度より大きく下がっております、目標値からは大分少なくなっている状況であります。

それでは、実施計画に戻りまして、各担当課の方でも同様な活動を行っております。こちらの実施計画の推進にあたりまして、毎年審議会の皆様にも施策の実施状況をご確認いただきまして、市長に対して意見を頂いております。昨年度も前回の審議委員さんですけれども、「市の審議会における女性委員の登用率の改善について」ということで、答申を頂きました。こちらの答申を受けまして、私どもでは、現在改善に向けてということで、「女性人材登録制度」ということを進めております。こちらは、市の審議会向けということになってくるんですが、より、女性の審議会委員さんを選び易いように公募で女性委員さんを募集しまして、市の審議会委員さんを改選する時に、「こういった方登録されていますよ」と紹介する制度です。こちらは、早急に実施するように進めておるところです。

2 番目として後期実施計画の策定についてご説明させていただきます。基本計画の際にもご説明させていただきましたが、前期実施計画については、5 年計画となっており、平成 24 年で終了となっております。こちらの前期実施計画によって行われた施策の効果・設定された目標値がどれだけ達成されたかを測定します。こちらについては、市民意識調査、男女各 1,500 人ずつ 3,000 人を対象としたアンケートを実施する予定であります。それを使いまして測定をする予定でございます。

その結果を受けまして、基本計画で設定されました目標をどのように進めていくかということで、新たな計画とそれについての目標値というものを再度設定する予定であります。

こちらの後期実施計画の策定作業自体は、来年度平成 24 年度に行いまして、本年度につきましては、後期策定のための「市民意識調査」のアンケートを実施する予定となっております。

会 長

初めての方ですと、前もって資料を読み込んでおかないと、なかなか難しい面もあるかもしれませんが、前期計画は出来て、それらの見直しをアンケート調査をした上で、後期計画を作るというのが今回の審議会の役目になります。今、報告聞いて前回の審議会で「こうして下さい」と言った割りには、審議委員の中の女性の数が全然増えていないという現状に問題を感じますね。前回参加した者としては不満を感じる部分もありますね。

事務局から資料につきまして、これまでの経緯であるとか現状これからのことについてお話をいただいたわけですが、ご意見があればお伺いします。いかがでしょうか。

副 会 長

参画セミナーが何度か行われておりますが、広報誌への掲載はありましたか。知らなかったです。なるべく見るようにしているんですけど、帰りが遅いんで置いてあった時には見るようにしています。こんなにあったんだなど。

事 務 局

基本的には広報誌市報での紹介、それとホームページになります。

副 会 長

たぶん実際に見ていらっやらない方がたくさんいらっやると思います。親と同居されていらっやる方は必ずご覧いただけるんですけど、若い方は、ほとんど見ない。お子さんがいらっやる方は、緊急の病院なんか書いてあるので必ず目を通すようにしていると思うのですが、セミナーがどういうもので、どういう形で自分達がどうなるんだということが、たぶん分かっていない方がまだまだいらっやるではないかと思えます。

これからやっていく上で、もっとたくさん「こういったものがある」と、こういった形のことをやっていることを賛同してもらうためには、もうちょっと見てもらえるというか目に触れるといった形のものはないか。先ほどインターネットというお話がありましたが、パソコンが全員あるわけではないし。

**事務局**      こちらのセミナーもそうですし、私どもの事業の周知もそうですが、正直広報に関して弱いというのが正直実際のところですよ。セミナーに関して、内容によってくるかもしれませんが、参加人数が増えていかないということも正直なところがございます。これにつきましては、セミナーのあり方も含めまして、特に広報の部分については、改善していかなければいけない問題であることを認識しております。

**副会長**      平成22年度にあります講習は、私も外部でうけましたが非常に参考になるセミナーなんですね。多くの方から理解を頂くためには、こういった機会を与えていただくんだったら、たくさんの方に集まっていたら、聞いていただきたいと思います。

**事務局**      今担当のほうで、こと細かく概要について説明をさせていただきましたが、聞いていて多分、分からなかったのかなという風に思っております。「男女共同参画」という言葉自体が非常に厄介な名前で、どうしても最初のとっかかりが、拒否反応を起こしてしまうという部分があると思うんですね。今、斉藤委員さんのほうからお話が出ましたけど、こういうセミナーをやっていて皆さん知らないんだよって話ですよ。

男女共同参画を推進していくためには、底辺の拡大が非常に大切だと思っております。どうしてもこういうセミナーを開催すると、参加してくるメンバーはあまり変わらないのが、正直なところなんですね。

うちのほうも、その辺のところをなんとか改善といいますか、参加していただいた方がもっともって皆に言葉として伝達をして、「こういういいものを行っているから是非参加してみてもいいよ」と言うところを狙いたいと思っております。けれども、なかなかその辺のところ浸透していかないのが、実際に正直申し上げますと同じメンバー・顔ぶれが参加しているという状況があります。

それと、広報誌による啓発と書いてありますけど、たぶんみなさんどうでしょうか。広報誌の一番最後の頁に「男女共同参画セミナー」とか、こういったものの記事が定期的に出ておりますけれども、わかりますでしょうか。見たことってありますでしょうか。言葉として難しい表現とかもあるので、出来るだけ通常の言葉で分かるようなふうにしたらどうでしょうかということには、心掛けてはいるんですが、なかなかご覧になっていただけないことと、難しいということが先

入観としてあるため、その辺のところ改善していく必要があるかなと思っているんですけれども。

**委 員** とんちんかんな質問になるかもしれませんが、永い間こういった男女共同参画とかいろいろやっておられますけど、すべてが自己啓発とかまわりの認識を高めよう。これ絶対にあがらない、20年やったらあがっていないですからね。急激には上がらないですからね。なぜ女性が、会社に入れないのか、そういった理由があるわけですよ。女性がダメなわけではないんですよ、小さいころからの教育なんですよ。そういうところから入っていかないと、なかなか意識というものは変わらない。やはり子どもの教育が一番なんです。男も女もどういう業界にでも入っていかねばならないんですよとやることをやっつけていかねばならないということが一つあるんです。

それから会社としては、なぜ受け入れないんだということが出てきますよね。これはやっぱり来る人が少ない、経済が落ちてきましたよね。男も女も同じように就職しなければならないとなったら、それだけ仕事があるかってことになってしまいますね。全体のレベルを落として、給料を下げて全体でやりましょういうのか。それとも、能率主義、会社っていうものは能率主義。能率が悪いところははっきり言って切っていく。雇用均等法は守りますけれどもね。法律に触れないところは、やはり能率を中心にしますからね。いろいろ考えていたら、どうしても今の日本では、男中心になってしまいます。

意識を変えるのは重要だけれども、意識を変えるためには、子どもの考え方をえなくちゃだめ。そういうところからはいらないとなかなかね、時間ばかりたって、あと30年してもまだまだ同じだと思います。

**会 長** 意識を変えるということは、本当に時間がかかります。学校関係者とそういった何か連絡をとっているのか。今は盛んに食育についてやっていますが、学校関係者と、男女共同関係について勉強する機会はあるんでしょうかね。

**委 員** 今のことに関連して、国のほうでも昨年12月に第3次基本計画を作成しまして、「子どもにとっての男女共同参画」というのがありまして、これを受けて県でも「あらゆる分野における男女共同参画の推進」という項目の中になるんですけども、「3子どもにとっての男女共同参画」拡充ということで入っております。小学校6年生向けなんですけど、男女共同参画についての啓発用冊子を配布していこうかなと思っております。

**委 員** 子どもに対する男女共同参画の基本的な考えは、どういうことでしょうか。

委員 啓発の冊子を作って、機会を作っていただくことに協力を依頼する形になります。具体的にはこれからですが、先生方やPTA・子ども会等で理解をしていただいた上で、そこから教育現場へ取り上げていただきたいと思います。

とりあえず今は、啓発冊子を作成し、新たに計画の中に加わったということです。今度の石岡市さんの実施計画の中でも、取り入れていくことになうと思います。

委員 基本的には、女性が職業を持つということは、日本全体で意識レベルを変えなければなりません。そこを変えない限りは、うまくいかない話で。

ちょっと余談になりますが、女子サッカーの帰国後のインタビュー、素晴らしかったですが、あれの優勝してのインタビュー、日本ではどうだったかという、なでしこジャパンのメンバー・監督にも聞いたけど、「結婚どうするんですか。」「女性ばっかりの社会では大変でしょ」とかに費やされて、サッカーについての話はほとんどない。

同じような時期にアメリカで15分間のインタビューがありましたが、ほとんどがサッカーの話で、要するに日本のチームがどうだったとかね。そこの、職業意識の世間の目も、女性に対する「女性は結婚するもの」「集まれば難しいもの」といったそういう意識があるんじゃないかと。

そういうところを変えない限り、全体の意識というものが変わっていかないと私は思います。

会長 確かに根っこの部分というのが突然に出るというお話ですが、そうは言っても、時間がないので。女性に関しては、就労自体どうこうというよりは、就労した後の問題が大変ではないのかなと思っております。女性の場合、どうしても、出産・育児がかかわりますから、よく言われますM字型についての対応であるとか必要になってくるのかなと思います。その中の意識の中には、「育児は全部女性がやるもの」と。全部やれとは思いませんが、どちらかといえば、少し引いていて・・・

委員 育児に対する意識、日本は子どもに対する独立性を持っていないでしょう。やはり母親がいなくては、家族がいなくては・・・そこから入っているから、やっぱりある程度の年齢になるまで母親が必要になっているんです。

会長 意識の啓発というのはとっても大事なことだと思います。

## 委 員

県のほうで小学校1年生に「お手伝い帳」を配っていただいて、お手伝い帳でやり取りをし、何をお手伝いするかを決めて学校に報告するというをやっていたんですね。小学校1年生ができるお手伝いは限られていて、家事のなかでも、お手伝いというよりもどちらかという、親が全部お膳立てをしてちょっと邪魔される感じだったんですけれども、本当にお手伝いが出来るようになってから、家族の家事の分担のありかたとか、そういったことまで考えた上での冊子にしていただけたらなと思ったのですが。

育児は女性がするものというのはもちろんありますけれど、家事全体のほとんど女性がすべきものになっております。子どもの頃から「家事はおかあさんがすべきもの」というふうになり、「家事は分担すべきもの」というふうに意識付けということは、もう少し小さいころからやっていったら、自然な形でもう少し女性も社会に進出しやすくなるのかなと思います。

また、先ほどのM字型という話がでましたが、中小企業に勤めていて、自分が抜けた時に会社はどうなるのかとか考えると、そうしても自分から引いてしまうというところがあると思いますが、それではなかなか変わっていかないと思うので、産婦人科とかそういうところで、困りごと相談で、「働く気持ちはあるのに辞めざるを得ない」という人が、そこで拾えるような事が出来るようなきめの細かい、「預けるところがないから職場を離れなくてはならない」ということがないかどうかということ、もう少しきめの細く相談していけるような、「困りごと相談」と市報に載っていても、やっぱり普通のおかあさんは、なかなかここに電話しようとは思わないと思うので、そのアクセスするポイントとして、産婦人科でもらったものに「困りごと相談」が載っていたとか、保健婦さんと面談の際に「困りごと相談」とか、学校からもらってくるもので「困りごと相談」とか、困りごとを拾うポイントをもう少しきめ細かくしたらどうなのかなと思いました。

## 事 務 局

市のほうでもいろいろ相談やっけていて、男女共同関係でも女性相談とか、保健センターでもやっていたり、市長室がやっていたりたくさんところでやっているの、今谷島さんが言われるように、持って行き方をちょっと工夫してみても、一方的に行政側からこういう相談をやっているからどうぞ・・・ということだけではなく、うまく連携をしながらみんなが相談にのりやすいような、更にたくさんの方が相談しやすいような工夫をしていきたいと感じました。

## 会 長

ほかに、議事(1)で何かありませんか。(1)についてはよろしいでしょうか。では、(2)市民意識調査の実施についてを議題といたします。

## 事務局 議事 2 市民意識調査の実施について

- (1) 調査目的 今回の調査の目的は、今後の後期実施計画策定に反映させるとともに、前回の平成18年度の調査との意識変化を数値化させるために実施するものです。
- (2) 調査内容 調査の対象となる方は、市内にお住まいの満18歳以上の男女3,000人を抽出させていただきます。調査期間は9月下旬から10月中旬の約1ヶ月です。想定されますサンプル数ですが、発送数3,000人に対し約3分の1にあたる1,000人を見込んでおります。

今後の予定ですが、本日審議会へ調査票(案)をお示しし、9月1日現在で対象者の抽出を行います。9月下旬に意識調査を発送し、10月下旬を返送期限といたしました。その後、集計作業を行い、データの分析・報告書の作成をし、来年2月には、審議会委員の皆さまへ結果のご報告をさせていただく予定となっております。

(3) 質問項目 平成23年度調査票につきましては、お手元の調査票(案)をご覧ください。質問項目は、内容比較のため、前回の平成18年度の調査とほぼ同じ質問項目になっておりますが、平成21年度に県が実施いたしました調査や、社会の変化に伴い、見直しをかけ、削除したものや、追加いたしました項目がございます。調査票の内容につきまして頁を追って質問項目順にご説明させていただきます。

はじめに1・2頁は、回答者の情報について問う項目となっております。

3頁 第1 男女の地位の平等に関する意識について(継続項目)

4頁 第2 男女の生き方や家庭生活などに関する考え、役割分担などについて 問7が新設設問になっております。

6頁 第3 結婚観・離婚観や子どもに関する考えについて(継続項目)

7頁 第4 教育について 新規項目となっており、問11から13まですべて追加設問になっております。

8頁 第5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について 新規項目となっており、問11から13まですべて追加設問になっております。

9頁 第6 就業関係について(継続項目)

10頁 第7 地域活動・社会参画について 問14・15が新設設問になっております。

11頁 第8 女性の人権・ドメスティック・バイオレンスについて 問20-3・-4が新設設問になっております。

12頁 第9 男女共同参画社会について(継続項目)

以上、9項目27設問を調査項目とし、調査票を作成いたしました。

会 長 前回の調査票と比べて、調査項目は増えているのでしょうか。

事務局 若干減らしたのもございますが、基本的には項目を追加する形で行っております。

会 長 前回やったものとの比較対照の問題がございますので、いくつか新しくなっております。みなさん、ざっとですが、中を見ていただきまして何かありましたらお願いします。

副会長 ざっと見せていただきましたが、内容は把握しておりませんが、新しく変わった「育児法」「介護休業法」とかにはまったく触れていない。例えば、育児法ですが、みなさん言われた育児休業ですが、石岡市でも県でも育休をとった事例はないと思いますが、いろんな制度が変わっていますから、そういったものも入れてみてはどうでしょうか。たぶんお父さんが知らないと思います。「お母さんと一緒に、赤ちゃんが生まれたらお休み取れる」といったことについて、「とれる・取れない、希望したい・したくない」などちょっと入れるといいのではないかと思います。

事務局 先ほど会長さんのほうで、後期計画を作るにあたって平成18年度に実施した計画と比較する部分がありますので、これは踏襲するといったことは当然です。それと、今回県のほうで調査されて追加された部分についても、今回私どもの調査項目に追加しました。その上で、みなさんからのご意見をいただければと思います。寺嶋様がお見えになっていますので、お話を伺えればと思います。

委 員 県のほうで作るにあたり調査したわけですが、計画自体22年度中に作らなければならなかったものですから、県の意識調査は実際21年度の後半にやっています。うちのほうでやっていないのは、7頁の「教育について」、追加で「地域活動・社会参画について」はこちらで追加されております。あとは、「ドメスティック・バイオレンス関係・女性の人権関係」は、石岡市さんで追加されたものです。あとは、基本的には同じです。

その中で、育児・介護法については、問25のなかで「知っているか・いないか」での調査だけです。

副会長 たぶんこれだと、子どもの育児は女性がやるんだという意識のままだと思います。それが今変わっていますよということを告知しないと、一般の人は分

からないですよ。そういった意味では、良い機会なので一項目いければ、「こういう法律ができましたよ。あなたも希望しますか」という調査も、男女共同参画の趣旨だと思えます。

会 長 アンケートの目的は、前回との対比から何が変化したかを把握するのが重要ですので、新たな項目については、慎重にならざるを得ないと思えます。わたくしも事業主として、新しいことがあると、社会労務士さんと打ち合わせをしたり、法の解釈について学んだりします。そういうこともあるので、できれば原案のまま通していただけたらありがたいと思えます。

前回と何が違っているのかが重要となっていますから。

委 員 ( 聴 取 不 能 )

副 会 長 たぶん、お父さんが育児休暇をとりますよと言った時に、一般の企業は、絶対にとれないです。周りの目もあるし、両方働いているので僕が半年とりますよって言って、男の人がとるのは非常に難しいんです。だからこそ、いろんな問題がありますが考えていかなくちゃいけない部分なんです。でも勇気をもってとった方もいらっしゃるんで、お聞きしたいと思っているんですが、女性と違ってすぐとるっていう訳にはいかないと思うんです。法律がこうなってきたんで、子育ては、お父さんとお母さんの協力の下でやることですよ。すぐにはならないですが、法律が変わってますよと一般の人にお知らせすることって出来ないと思えます。

会 長 調査票で意見を求めるより、別な手段で啓発したほうが良いのではないのでしょうか。いろいろと調査票の回答は、簡単に書けないと回収率があがらないし。あとは、こちら側の意図もありますから、法的な改正を周知というものは、調査票を使うよりは、計画の中に入れていく、市も協力するようにしていったほうがいいのかと思えます。ほかに調査票に対してのご意見ありますか。

委 員 こちらの配送ですけども、たとえば、農林業の方から何名とかですか。

事 務 局 そういふのではなく、住民基本台帳のほうから18歳以上の男女、中学校地区ごとの人数割りで抽出するので、職業とかは無差別になります。

委 員 ( 聴 取 不 能 )

事務局      こちらで想定しているのが、一般市民の意識を考えて作っていますので雇い主さんのほうの考えもありますが、アンケートの目的として、違ったものです。

委員      ( 聴 取 不 能 )

事務局      18歳以上の抽出なので、何歳までになるかわからないです。

委員      前回回収できたので1/3ということですが、返信がないため催促することはないのですか。

事務局      回収率があまりよくない場合は、八郷地区でしたら防災無線で連絡して協力をお願いするようなことは考えております。石岡地区にはないですが。前は3割ということで結果がでておりますので、多いほうが良いですが、3割があればある程度データとして正確なものということで統計上も見込こまれますので、最低でもその数値は確保したいと思っております。

委員      ( 聴 取 不 能 )

事務局      育児休業法とかについては、働いている方は大体周知をしているのかなという気はしていますが。ただその理由は何かという事ですが、理由は明白かなっていう気はしますけど。

委員      民間企業っていうのは必要最小限の人数でやっているのが実際なので、休みたいけど休んで戻ってきたらポストがない、やっぱり休みづらいという雰囲気はまだまだ根強いものです。

委員      全体の意識や、託児所を設けて半年後に会社へ戻るんだという家庭の意識も必要になってくる。

会長      諸外国の例をみますと、いろいろな制度で支えているんですね。

委員      そこを大きくしていけないかぎりなかなか良くなるらない。

会長      意識を変えるというところも大切だろうと思うのですが、いろいろな条件が揃わないとなかなか。アンケート調査は3,000人。意識を変える一環であるんですが、結果をみてこうしましょうというところに出していくべきなの

かなと思います。市の方でそういう余地があればでしょうけど。育児休業法については、設問の中でいくらか入っているんですね。

**事務局** 9頁から11頁にかけて「就業関係」ということでその中で、「育児とか介護とかで仕事を辞めたのはどういった理由なのか」といったことも記載されておりますので、ある程度の情報は出てくるのではないかと考えております。

**会長** 問18・19あたりで介護について若干手を加えているようですけど。

**事務局** 設問なんですけれども、問24でいえばただ単に「知っていますか、知っていませんか」という問いになっておりますけど、今説明にもあったように、ほかの設問とのクロス集計の中で、知っているけど条件として休暇が取りやすいとか取りにくいとかそういった部分で、クロス的な部分でアンケートについては、結果をだせますので、そういった部分でも考え方については、方向的な部分が見えるということもあります。

**会長** いくつかの質問項目が出ておりますけど、今回追加したものの意図というのはどんなものですか。

**事務局** 国のほうで3次計画が策定されということで、その中でいろいろ追加されている項目というものがあります。そういったものを反映させていきたいという部分と、県でおこなった21年度の調査と比較しやすいのかなということもありますので、県の項目もいれさせていただきました。

**会長** ちょっと時間が過ぎていますが、アンケート自体の内容についてはこれで承認いただいて最後にしたいなど。アンケートは9月中に実施ということで、どうしても集計には3ヶ月かかってしまうのかな。

**事務局** 回収してデータ入力・分析作業がありますので、この程度のお時間は予定しております。

**会長** ほかにご意見ございませんでしょうか。

**委員** 資料ですが、前もって手元に郵送されてきて・・・

**事務局** 申し訳ございません。私の手違いでお送りできませんでした。

委員 初めの方もいらっしゃるのです。  
会長 とりあえずまず調査票のほうで何かあれば。とりあえず時間もありませんので、  
やっていただくということによろしいでしょうか。

では、残った項目（3）その他ということで、何がありますでしょうか。

委員 (聴取不能)

会長 人材バンクについてお願いします。

事務局 会長から冒頭、前回の審議会のいくつかの大きな柱の中で、3点目の女性の登用という部分で中間答申がされた状況がございます。それを受けまして、うちの方も考えて、お願いする時期等もございますが、先ほどの井坂のほうの説明の中では、前より衰退という状況で、取り組みに対して停滞していて申し訳ないと思いますけれど。

今回、近々に総合計画の審議会がございまして、そういった委員の中に積極的に女性の方を入れさせていただいている状況もあります。合わせて、どなたにお願いするかという部分で、いつも悩んでしまう状況もありましたので、先ほど、今、登録制度を進めていますという話をさせて頂きましたけど、そういったことを積極的にPRをして、機会あるごとにその登用というものを進めていきたいというふうに思いますので、報告させていただく時には、増えているようにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

さきほど、嶋田委員さんよりお話がありました資料については、今後審議会の前に間違いなく届けるようにしたいと思いますので、お約束をさせていただきます。申し訳ございません。

それから、今日県の寺嶋様がお見えになっておりますので、10分程度基本計画等で何かありましたらよろしく願いいたします。

委員 私は4月からこちらを担当しまして、今勉強しているところなんですけど。先ほど事業所等のところでお話がありましたが、4ヶ月ほど勉強していて驚いたことなんですけど、働き盛りの女性がいっぱい働いているところほど少子化が進んでいるじゃないかという固定観念を持っていました。

実は、まったく逆で、女性の就業率の高い都道府県のほうが合計特殊出生率が高いということがあるんですね。そういうことがわかった。あとは、企業の中でも、これは大きい企業の場合になるんですが、手持ちの資料がありませんが、例えば、経営側に女性が入っている割合が、ここ5年間で増えているという。収入も増えている、という厳然たる事実としての統計があるという話を最近聞き

ました。

改めてこれからの日本にとっても、男女共同参画を企業として進めていかないとならない。そのためには、いままで話がありましたように、「ワーク・ライフ・バランス」ですとか、子育て支援とかが重要になってきて、それに対する対策とかしっかりしていかなければならないのかなという感想を持っております。

現在の県の状況ですけれども、平成13年4月に条例を制定しまして、翌年に第1次基本計画を作って10年間ということでやってきました。今年4月から新しい第2次基本計画。第2次については、5年間という形にしております。

これまでは10年間ということで、5年間の前期実施計画・後期実施計画という形でやったわけですけれども、やはり時代もいろいろ変わっていくので、今回の基本計画は5年という形で、期間と定めて計画を定めたということです。

前回の後期の計画の時と比べて、意識調査とかやりましたが、いわゆる性別による固定的役割分担意識「男は仕事、女は家庭」といった考え方について、同意するかしないかについて、「同意しない」といった人を増やしていきたいということなんです。前回の後期実施計画のとき平成18年には、48.6%が同意しないということでしたが、今回の調査では50.2%とかろうじて5割を県レベルでは超えてきたという状況です。

市のほうの審議会での女性の割合ということですが、県はやっと3割を超えまして、今年の3月末で31.1%ということです。これは、新しい計画になる前の計画で35%までにしたいということだったんですが、そこは達成できなかったということで、引き続き5年間で少なくとも35%に達成しようということで考えております。

計画についてですけれども、県のほうで弱い部分 政策・方針決定過程への女性の参画が低い、性別による固定的役割分担意識にとらわれない。

県職員の女性の管理職の参画割合ですが、全国ビリから4番目という状況で、県自体も取り組んでいかなければならない状況であります。

今回の特徴としまして、計画で強調する6つの視点を定めまして、6つの視点を念頭におきながら、3つの基本目標と13の重点課題解決のための施策を展開していこうという計画の構成になっております。女性の更なる社会への参画促進ですとか、男女の生涯にわたる雇用・就業の支援、男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進、地域の課題解決のための実践的活動を通じた男女共同参画の推進。

あと2つが目玉になりますが、男性にとっての男女共同参画の推進、子どもの頃からの男女共同参画の理解促進ですね。そういったものを踏まえて基本計画を策定したということになります。

3つの基本目標ですが、男女の人権が尊重される社会の構築。例えば、DV等による暴力の根絶ですとか、生涯を通じた女性の健康支援ですとか、主に女性を中心とした政策で、基本的に固定的役割分担意識にとらわれない社会制度・慣行の見直しに関する見直し・それに関する啓発等を進めていくということです。

また、あらゆる分野における男女共同参画の推進。そのうち、女性の更なる政策・方針決定過程への参画ということで、先ほども県が低いということもありましたが、女性が意思決定する場に参画していかなければ、なかなか変わっていかないということで、これらを進めていくということです。男性にとっての男女共同参画というのが非常に大きいのかなと。主にワーク・アンド・バランスですとか、子育てへの参加ですとか、男性自身が「仕事は俺がやるんだ、お前は家庭に居ろ」という意識から脱していただくために啓発とかを進めていかななくてはならない。クオーター制が導入された時に、女性の首相が誕生したと。ご主人はどうしたのかと尋ねたところ、しっかり役割分担し、どんどんやりなさい、家事は私が分担しますよという意識が出来ていた。だからクオーター制がすんなり出来たということがあるんだと思います。そこまで行くのも大変ですが、男性の意識改革を進めていく。

次に、目標Ⅲのところ、「多様な働き方を可能にする環境の整備」、新たに加えたのが「男女の生涯にわたる雇用・就業の支援」「男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進」。

計画の本編につきましては、県のホームページから入れるようになっておりますので、こちらもご覧いただければと思います。

私共のほうとしては、まず女性が参画していくためには、女性の人材を育てていかななくてはならないし、そのリーダーになっていただく方を養成していかななくてはならないということで、リーダーの育成といった事業を私どもで進めております。たとえば、ハーモニーフライントの事業がございます。また、ワーク・アンド・バランスですとかは、県ですと労働政策課がメインの担当になります。子育て支援とかについては、子ども家庭課が中心になっておりますが、そういう部署と連携をとりながら進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

会 長           その他にありませんか。

事 務 局           今年度の「さわやかハーモニーセミナー」についてご案内をさせていただきます。すでに実施済みのセミナーもございますがご報告を兼ねて申し上げます。

第1回講座は、8月7日に防災に関する講座を開催いたしました。非常に関が高く、受講された方からも好評でした。今後の予定ですが、第2回講座は、10月29日行方市で開催されます茨城県女性プラザ主催の事業に参加し、公演会に参加予定です。第3回講座は、11月20日、タレントのルー大柴さんを迎え、公開講演会を予定しております。第4回講座は、来年1月15日実技を交えて健康づくりについて講座を開催いたします。詳細につきましては、開催時期にあわせて市報でお知らせしますが、先ほどもお話にありましたように、多くの方に参加していただけるように、広報の仕方を工夫していきたく思っております。

**委 員** 男女共同参画フォーラムというものを内閣府で行い、全国で持ち回りで開催しております。全国3ブロックに分けて北海道・東北・関東ブロックの持ち回りで内閣府と共催しております。11月25日金曜日に、水戸駅近くの「ホテルビューレイク水戸」で500人程度で開催する予定であります。現在パンフレットの最終調整中で、またご案内したいと思っておりますが、1時から開催いたします。

現在、国のほうのテーマは、ポジティブアクション（積極的改善措置）ということで、主に企業での積極的改善措置の取り組みとして、女性の管理職登用とか経営参画の促進とかを含めまして推進していく方向です。震災がございましたので、パネルディスカッションのほうは、震災を踏まえてのこれからの防災・復興における男女共同参画の視点を踏まえた取り組み等についていろいろと議論していただくということをパネルディスカッションしていきたいと考えております。

私共では、事業所への理解促進が不可欠であると思っております。事業所への男女共同参画の出前講座もちょっと考えておりますので、事業所等でやっで欲しいということがありましたら、是非声を掛けていただきたいと思います。

**会 長** ほかになければ、以上をもちまして議事を終了させていただきます。

**司 会** ありがとうございます。長時間にわたりましていろいろ忌憚のないご意見を頂きましてありがとうございました。アンケート調査につきましては、みなさんの意見を踏まえましてこの内容にさせていただくということで、早速発送のほうをしていきたいと思っております。

次回につきましては、こういったアンケート調査をまとめた結果を含めて、来年2月頃に開催したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、みなさんの意見の中で、意識を変えていかないといけないねとい

うことが主眼だったのかと思っております。市のほうで、毎年これまで「市民満足度調査」というものを継続してやっております。男女共同参画については、注文はないんだけど、裏を返せば関心が薄いという部分が伺えますので、こういった事を参考にしながら積極的に展開していきたいと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

以上をもちまして、第1回審議会を閉じたいと思います。長時間ありがとうございました。